

◆ 東京大学大学院研究生規則

制定	昭 59. 3. 13	評議会可決
改正	平 4. 9. 22、同 12. 4. 1	
	同 16. 3. 30	

(入学資格)

第 1 条 本学大学院において、特定の事項を研究しようとする者で、次の各号に該当する者のうち研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）で定めるものを、大学院研究生として入学を許可することができる。

- (1) 本学大学院において修士の学位、博士の学位又は専門職学位を得た者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(入学手続)

第 2 条 大学院研究生として入学しようとする者は、願書に研究事項を記載し、必要書類を添えて、研究科長又は教育部の部長（以下「研究科長等」という。）に願出しなければならない。

2 研究科長等は、当該研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、大学院研究生として入学を許可する。

(指導教員)

第 3 条 大学院研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(入学時期)

第 4 条 大学院研究生の入学時期は、学年の初めとする。ただし、研究科長等は、特別の事情があると認めるときは、教育会議の議を経て、学年の中途に入学させることができる。

(研究期間)

第 5 条 大学院研究生の研究期間は、1 年とする。

2 大学院研究生が研究期間の延長を願出たときは、研究科長等は、研究上特別の必要があると認めた場合、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

(講義、演習及び実験等への出席)

第 6 条 研究科長等は、指導教員が必要と認める場合には、大学院研究生に対し当該研究科等の講義、演習及び実験等に出席を許可することができる。

(他の業務への従事)

第 7 条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、研究科長等の許可を受けなければならない。

(願出による退学)

第 8 条 大学院研究生が退学しようとするときは、研究科長等に願出しなければならない。

(退学命令)

第 9 条 研究科長等は、大学院研究生として適当でないと認めた者に対しては、退学を命ずることができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第 10 条 大学院研究生の検定料、入学料及び授業料については、東京大学学部通則の研究生に関する規定を準用する。

(施行に関する必要事項)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、研究科等が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。